

ハイ!

こちら消費者相談室

お客様の
満足度向上を
目指して

苦情事例に学ぶ⑦

アドオン?

そんなルールは聞いていない!~

監修:弁護士 三浦雅生



するつもりだったのですが、東京での仕事が終わらないため、自宅に戻らずそのまま羽田空港で家族と合流すればよいと考え、小松／羽田便は必要なくなつたと旅行会社に連絡したら、自分だけ取消料を旅行代金の半額も払わなければならぬとのこと。羽田以降は利用すると言つてはいるのに納得できません。

解決に向けての指針

〈国内線区間の契約形態は?〉

一般消費者にとつては海外ツアーレコードを申し込む時、どうしても旅行先の海外にばかり目が向いてしまい、それに付随する国内線区間は「おまけ」のような感覚になつてしまいがちのようです。

しかしこの部分が募集型企画旅行契約なのか手配旅行契約なのかにより取消料には大きな違いが生じます。

国内線特別追加代金を使用する場合は、条件が複雑なため契約時にお客様にわかりやすい説明を行うことはもちろんですが、企画実施会社にとつても契約形態の違いにより旅程管理責任、特別補償責任、さらに催行の可否判断にまで関わってくるテーマです。昨今多い自然災害による欠航等の緊急時に慌てないためにも再度旅行業約款で考え方を整理しておく必要があるかもしれません。（高林）

最近は各地域から国際線が運航され海外旅行もひと昔前に比べるとずいぶん身軽に行けるようになりましたが、まだまだ首都圏等主要空港から出発するツアーを利用するお客様は多くいらっしゃいます。今回は出発間際のお客様からの相談をご紹介いたします。

申し出内容はこうです

あさつてから羽田発のオーストラリアツアーを申し込んでいました。家族と小松から出発

て説明する必要があるという意味です。しかし

募集型企画旅行契約の一部として、旅行取引条件説明書面及び契約書面でも、出発地及び帰着地は「小松空港」としてお客様に改め

て説明する必要があります。しか

